

学科教本 統合版 訂正表

(令和1年12月1日版 対応)

P.17 「**7** 走行中の携帯電話等の使用制限」を以下のように変更します。

走行中にスマートフォンなどの携帯電話や自動車電話などを使用したり、カーナビゲーション・システムやカーテレビなどの画像を注視することにより、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になると大変危険です。

P.125 「**(2) 第一種運転免許の種類**」の表中※2を※1に、※3を※2に、※4を※3に変更し、表下注釈を以下のようにします。

- ※1 AT限定の免許では、AT車(オートマチック車)に限ります。
- ※2 小型二輪限定の免許では、総排気量125cc以下または定格出力1.00kw以下のものに限ります。
- ※3 小型トレーラー限定けん引免許では、車両総重量が2,000kg未満のキャンピングトレーラーなどに限ります。

P.126 「**Pick up** **ピックアップ** 自動車などの種類」を以下のように変更します。

大型自動車	エンジンの総排気量が400ccをこえ、または定格出力が20.0kwをこえる二輪の自動車(側車付のものを含む)
普通自動車	エンジンの総排気量が50ccをこえ400cc以下、または定格出力が0.60kwをこえ20.0kw以下の二輪の自動車(側車付のものを含む)

P.128 「**1** 運転免許証の記載事項の変更届け出など」を以下のように変更します。

- ② 免許証をなくしたり、盗まれたり、破損したり、記載事項の変更届出をしたときは、住所地の公安委員会に再交付を申請することができます。

P.139 「**●** 主な交通違反の点数と反則金の額」を以下のように変更します。

交通違反の種類	点 数	酒 気 帯 び	反則金の額			
			大 型	普 通	二 輪	小 原 特 付
携帯電話使用等(交通の危険)	6	16				
携帯電話使用等(保持)	3	15	25	18	15	12

※「携帯電話使用等(交通の危険)」は、反則行為から除外されています。